

騒音・振動に係る特定施設一覧

騒音規制法施行令 別表第1  
 振動規制法施行令 別表第1  
 岐阜県公害防止条例施行規則 別表第10

特定施設名		騒音		振動
		騒音規制法	岐阜県公害防止条例	振動規制法
金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kW以上	—	—
	製管機械	すべてのもの	—	—
	ベンディングマシン	ロール式のものであって、原動機の定格出力が3.75kW以上	—	—
	液圧プレス	矯正プレスを除く	—	矯正プレスを除く
	機械プレス	呼び加圧能力が294キロニュートン以上	—	すべてのもの
	せん断機	原動機の定格出力が3.75kW以上	—	原動機の定格出力が1kW以上
	鍛造機	すべてのもの	—	すべてのもの
	ワイヤーフォーミングマシン	すべてのもの	—	原動機の定格出力が37.5kW以上
	ブラスト	タンブラスト以外ののものであって、密閉式のものを除く	—	—
	タンブラー	すべてのもの	—	—
	切断機	といしを用いるものに限る	—	—
	研磨機	—	原動機の定格出力の合計が15kW以上	—
空気圧縮機及び送風機		原動機の定格出力が7.5kW以上	製材・木工場で原動機の定格出力の合計が10kW以上	圧縮機で原動機の定格出力が7.5kW以上
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力が7.5kW以上	—	原動機の定格出力が7.5kW以上
織機		原動機を用いるものに限る	—	原動機を用いるものに限る
建設用資材機械	コンクリートプラント	混練機の混練容量が0.45㎡以上(気ほうコンクリートプラントを除く)	—	—
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200Kg以上	—	—
	コンクリートブロックマシン	—	—	原動機の定格出力の合計が2.95kW以上
	コンクリート管(柱)製造機械	—	—	原動機の定格出力の合計が10kW以上
穀物用製粉機		ロール式のものであって、原動機の定格出力が7.5kW以上	—	—
木材加工機械	ドラムバーカー	すべてのもの	—	すべてのもの
	チッパー	原動機の定格出力が2.25kW以上	—	原動機の定格出力が2.2kW以上
	碎木機	すべてのもの	—	—
	帯のこ盤	原動機の定格出力が製材用は15kW以上、木工用は2.25kW以上	—	—
	丸のこ盤	原動機の定格出力が2.25kW以上	—	—
抄紙機		すべてのもの	—	—
印刷機械		原動機を用いるもの	—	原動機の定格出力が2.2kW以上
合成樹脂用射出成形機		すべてのもの	—	すべてのもの
合成樹脂用粉砕機		—	原動機の定格出力が3.75kW以上	—
鋳造型機		ジョルト式のものに限る	—	ジョルト式のもの
ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機		—	—	カレンダーロール機以外で原動機の定格出力が30kW以上
窯業焼成炉用バーナー		—	燃烧能力が重油換算1時間当たり50ℓ以上	—
撚糸機		—	原動機を用いるものに限る	—
紙工機械(コルゲーティングマシン)		—	原動機の定格出力が7.5kW以上	—
高速切断機		—	原動機の定格出力が2.25kW以上	—
走行クレーン		—	すべてのもの	—
クーリングタワー		—	原動機の定格出力が0.75kW以上	—
冷凍機		—	原動機の定格出力が7.5kW以上	—
タイヤ成型用プレス		—	すべてのもの	—